

野々市市監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、野々市市市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和8年3月25日

野々市市監査委員 東田敏彦

野々市市監査委員 中村義彦

1 定期監査

- (1) 措置通知があった年月日 令和8年3月5日
(2) 措置を講じた部局等 企画財政課
(3) 監査結果の公表年月日 令和8年2月26日（野々市市監査公表第2号）
(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>共通的事項</p> <p>補助制度について、申請件数が少ない状況が続いているものが今年度も確認された。歴史のある補助制度ではあるものの、近年は申請件数が著しく減少しており、幾度か制度改正にも取り組んできたが、現状、申請件数の増加には繋がっていないということだった。</p> <p>補助制度は一旦創設されると長期的に継続される傾向にあるが、過去には需要があったものの、現在では望まれていないという状況は、その存在意義が問われると同時に、限られた財源を有効に活用するという観点からも適切とは言えない。</p> <p>全ての補助制度において共通することであるが、補助制度はあくまで目的を達成するための手段であることを念頭に置き、制度の効果が薄い場合には、現行制度自体の見直しが必要であると思われるため、時代の変化やニーズに適応した新たな仕組みや手法へ移行することを検討されたい。</p>	<p>既存の補助金制度、特に市単独の補助金制度に関し、効果の薄いものやその役割を終えたもの、現在の社会情勢にそぐわなくなっているものについては、改めて検証し補助要綱などの改廃も視野に入れて積極的に整理縮減を図ることを促します。</p> <p>補助制度の新設の場合には、サンセット方式（予め制度の終期を設定）を基本に、補助目的や事業内容、事業効果等を精査し、補助率等の基準を検討することの徹底を図ることを促します。</p> <p>具体には、上記について当初予算編成方針に明記し、指示いたします。</p>